

## 総務常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 平成29年3月2日（木）

午前10時00分 開会  
午後 3時46分 散会

○場 所 第3常任委員会室

○出席委員（9名）

委員長	平良 眞一
委員	石川 慶
委員	桃原 功
委員	伊波 一男
委員	知念 吉男

副委員長	宮城 克
委員	佐喜真 進
委員	上地 安之
委員	我如古 盛英

○欠席委員（0名）

○説明員（36名）

総務部次長	川上 一徳
市民防災室長	普天間 朝彦
IT推進室長	山口 久美子
番号制度担当主幹	佐久本 嘉一郎
税務課長	津波古 良幸
企画部次長	松本 勝利
企画政策担当主幹	宮城 恵美
財政課長	知花 博史
市民経済部次長	東川上 芳光
環境対策課長	花城 清人
市民課長	津島 美智子
観光農水課長	仲村 厚子
産業政策課長	宮城 竜次
福祉推進部次長	真喜志 若子
児童家庭課長	岡田 洋代
保育課長	島袋 喜美恵
こども企画課長	新垣 育子
障がい福祉課長	仲里 美智子

生活福祉課長	宮城 正弘
健康増進課長	宮良 弘美
建設部次長	伊波 興博
都市計画担当技幹	比嘉 徹
建築課長	中本 益丈
土木課長	又吉 直広
施設管理課長	仲村 等
基地政策部次長	多和田 功
消防次長	米須 清昌
警防課長	又吉 清
教育部次長	伊佐 英明
施設課長	嶺井 辰也
生涯学習課長	佐久原 昇
文化課長	比嘉 洋
指導部次長	桃原 忍子
指導課長	嘉納 貢
青少年サポートセンター所長	野村 斉
学校給食センター所長	當山 全盛

○議会事務局職員出席者 野嶋 博司

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

- (1) 議案第1号 平成28年度宜野湾市一般会計補正予算（第5号）
- (2) 議案第27号 中部広域市町村圏事務組合の規約の変更について
- (3) 議案第17号 宜野湾市個人情報保護条例等の一部を改正する条例について

平成29年3月2日（木）第1日目

○平良眞一 委員長 総務常任委員会を開会いたします。

（開会時刻 午前10時00分）

【議題】

議案第1号 平成28年度宜野湾市一般会計補正予算（第5号）

～質疑・答弁～

- 桃原功 委員 平成21年度宜野湾市一般会計の最終補正予算では、約7,000万円の増額補正、平成23年度においては、約5,000万円の増額補正となった一方で、平成27年度が約10億円の減額補正、今年度は約13億円の減額補正となっている。どうしてこのような差が生じるのか、お伺いしたい。
- 企画部次長 予算規模が年々大きくなっていることが主な要因であると考えます。また平成21年度及び平成23年度に関しては、政府予算に伴う増額補正ではないかと推察します。
- 桃原功 委員 拠点返還地（西普天間住宅地区）跡地利用推進交付金の約2,500万円の減額理由について、お伺いしたい。
- 基地政策部次長 平成28年4月より西普天間住宅地区跡地利用推進事業（アドバイザー業務）を実施する予定であったが、契約手続等の事情により、実際の着手が7月にずれ込んだため、人件費等を減額補正したことが主な要因である。
- 桃原功 委員 債務負担行為を組んでいないのであれば、4月1日から作業を行うことは難しいと考えるが、当初どのように計画をしていたのか。
- 基地政策部次長 当該事業に関して内閣府に事前審査を依頼しており、当初は4月中旬から実施できる予定であった。
- 桃原功 委員 基地政策部は職員数を増員させたと聞いているが、それでもなお作業に遅れが生じたのか。
- 基地政策部次長 増員は平成28年11月1日からである。平成28年4月1日時点では、平成27年度と同様の職員数であった。
- 桃原功 委員 アドバイザー業務の内容について、お伺いしたい。
- 基地政策部次長 西普天間住宅地区に国際医療拠点や人材育成拠点ゾーンが入ってくることから、区画整理事業の整理や琉球大学医学部及び同附属病院に係る用地取得の説明会での区画整理事業等の専門的な部分についての説明等を委

託するものである。

- 桃原功 委員** アドバイザリー業務は何名で行っているのか。
- 基地政策部次長** 市へ派遣していただいているのは、1名である。
- 桃原功 委員** 13事業中、何事業を委託しているのか。
- 基地政策部次長** 文化財に係る事業を除く、12事業について委託業者へ発注を行っている。
- 桃原功 委員** 子供の貧困問題が深刻化している中で、沖縄こどもの貧困緊急対策事業費にて、約1,000万円の執行残が生じた理由をお伺いしたい。
- 福祉推進部次長** 当該補助金を活用した子どもの居場所の運営支援について、当初は民間の空き店舗を活用しながら、嘱託員を配置して取り組んでいく予定であったが、自治会公民館を活用して子どもの居場所を実施することで、当初予定していた居場所づくりに係る嘱託員の報酬及び賃借料等を減額補正したことが主な要因である。
- 桃原功 委員** 2自治会公民館で子どもの居場所づくりを実施していると聞いているが、どのように運営しているのか。
- 福祉推進部次長** 直営で実施することを当初想定していたため、嘱託員に係る報酬を予算計上していたが、地域で子どもの居場所づくりをしていくこととなったため、地域の方に運営をしてもらい、謝礼金という形で支出している。
- 桃原功 委員** 民生委員、母子保健推進員が持っている情報等を活用して、子どもの貧困対策や支援策を講じていただきたい。
- 我如古盛英 委員** 障害者自立支援給付費等国庫負担金返還金及び県負担金返還金が生じた理由をお伺いしたい。
- 福祉推進部次長** 当該国庫負担金及び県負担金は、障がい福祉サービス事業所への給付金であるが、2事業所について、サービスの実態がなかったことやサービス責任者を配置していなかったことなどの理由から、給付金の返還が生じたものである。
- 我如古盛英 委員** 返還金が生じた詳しい理由について、資料を提出していただきたいが、いかがか。
- 障がい福祉課長** 提出してまいりたい。
- 我如古盛英 委員** 真栄原9号道路改良事業補助金返還金が生じた理由について、お伺いしたい。
- 用地課長** 補償金の算定方法について、建物が2棟あった場合には、合算して諸経費を積算した上で算定すべきであったが、それぞれで補償金を算定したことから、算定方法に齟齬が生じたために返還金が生じたものである。
- 我如古盛英 委員** ごみ減量対策事業において、平成27年度実績及び平成28年度の見込みについて、資料を提出していただきたい。

また、平型ごみ袋の印刷は現在、どのようになっているのか。

- 環境対策課長 U字型ごみ袋のほうが便利であるという市民の声を踏まえ、平成28年7月をもって平型ごみ袋の印刷は行っていない。
- 我如古盛英 委員 印刷製本費の増額は、ごみの量の増加に伴いごみ袋の需要がふえたためと考えてよいか。
- 環境対策課長 需要もふえてはいるが、平型に比べU字型の印刷製本費が高いことも要因である。
- 我如古盛英 委員 ごみの量がふえたことが要因なのか、それとも単価の問題なのか。
- 環境対策課長 U字型ごみ袋のニーズがふえてきたため、U字型ごみ袋の印刷数をふやしたことが主な要因であり、人口の増加によりごみの量はふえているものとするが、極端に増加したとは考えていない。

---

○平良眞一 委員長 休憩いたします。（午前10時57分）

○平良眞一 委員長 再開いたします。（午前11時15分）

---

- 知念吉男 委員 民生費国庫負担金である地域型保育給付費の内容について、お伺いしたい。
- 福祉推進部次長 ゼロ歳児から2歳児を対象とした小規模保育事業を展開する施設への給付費である。当初、4月に4園、11月に4園それぞれ開所する予定であったが、4月は4園開所できたものの、11月は2園開所にとどまったことに伴い減額補正を組むものである。
- 知念吉男 委員 平成29年度末までに待機児童ゼロを実現できるのか、お伺いしたい。
- 福祉推進部次長 現時点では受け皿の不足が生じているが、平成29年度末までの待機児童ゼロに向けて取り組んでいるところである。なお、平成30年4月1日時点では、施設受入可能児童数が保育希望児童数を190名程度上回る見込みである。
- 上地安之 委員 認可保育園施設整備等に係る全ての予算を執行していたら、どれだけの待機児童が解消されたのか、お伺いしたい。
- こども企画課長 小規模保育19名の2園、事業所内保育19名の1園、認可園創設による260名の計317名の待機児童が解消できていたこととなる。
- 上地安之 委員 当該年度で実施できると調整した結果、予算計上をしているはずである。予算の原則である単年度という意識がないのではないのか。待機児童解消に向けた平成29年度の計画はどのようになっているのか。
- こども企画課長 平成29年度の計画としては、認可園の創設3園を募集してい

る。委員御指摘のとおり、繰り越しを前提とした創設となっており、平成29年度においては、待機児童ゼロに向けた取り組みの最終年度であることから、年度内での完了に向け取り組んでまいりたい。

○**上地安之 委員** 職員に対する過度な負担が、施設整備の管理を行なえていない要因ではないのか。そうすると平成29年度も同様の結果に陥ると見込まれるため、業務量の適正化等を図るべきであると考えているが、いかがか。

○**総務部次長** 職員の適正配置を含め、業務量の適正化に取り組んでまいりたい。

○**上地安之 委員** 拠点返還地跡地利用推進交付金について、国は10億円を確保しているとのことだが、今年度の活用額について、お伺いしたい。

○**基地政策部次長** 平成28年度の実績は、約3億5,000万円である。

○**上地安之 委員** 当該交付金の交付期間について、お伺いしたい。

○**基地政策部次長** 当該交付金の創設された一つの理由が、一括交付金について、基地所在市町村においては基地に関する負担が多いことから、返還が示された基地に係る事業に対する交付金として創設されたため、一括交付金の期限である平成33年まではあるものと考えている。

○**上地安之 委員** 当該交付金は10割補助である。事業計画をしっかりと立てた上でさらなる執行をお願いしたい。

次に、生活保護事務運営費の一般臨時職員賃金が約850万円減額となっている理由について、お伺いしたい。

○**福祉推進部次長** 社会福祉士等の専門員を配置できなかった期間があったため、減額補正をするものである。

○**上地安之 委員** 配置できなかったことによる事務への影響について、お伺いしたい。

○**福祉推進部次長** 事務への影響を鑑み、年度途中の人事異動により、生活福祉課へ3名配置した上で、業務を遂行した。

○**上地安之 委員** 何月に人事異動が行われたのか。

○**福祉推進部次長** 8月である。

○**上地安之 委員** 職員配置により対応したのであれば、3月定例会の最終補正で減額するのではなく、人事異動が行われた直近の9月定例会等で一般臨時職員賃金は減額補正をするべきではなかったのか。

○**福祉推進部次長** 8月以降も引き続き専門員を募集しており、予算を残していたためである。

○**我如古盛英 委員** (仮称)長田地区児童館運営事業において、183万円減額をした理由について、資料を提出していただきたい。

○**福祉推進部次長** 提出してまいりたい。

○**伊波一男 委員** 認可外保育運営補助事業及び認可外保育施設運営補助事業(単

独) について、平成28年度における園別の支出見込額及び前年度決算額と比較した資料及び補助金実施要綱を提出していただきたい。

○福祉推進部次長 提出してまいりたい。

○知念吉男 委員 要保護・準要保護生徒援助費における認定状況について、資料を提出していただきたい。

○指導部次長 提出してまいりたい。

○宮城克 委員 大謝名児童センター建替事業、3・4・71号普天間線整備事業、志真志小学校屋内運動場増改築事業及び志真志幼稚園園舎増改築事業の工程表について、資料を提出していただきたい。

○都市計画担当技幹 3・4・71号普天間線整備事業の工程表について、資料を提出してまいりたい。

○教育部次長 志真志小学校屋内運動場増改築事業及び志真志幼稚園園舎増改築事業の工程表について、資料を提出してまいりたい。

○こども企画課長 大謝名児童センター建替事業の工程表について、資料を提出してまいりたい。

## 【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

---

○平良眞一 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。(午後0時09分)

\*\*\* 午後の会議 \*\*\*

○平良眞一 委員長 再開いたします。(午後2時00分)  
これより午後の会議を進めてまいります。

---

## 【議題】

議案第27号 中部広域市町村圏事務組合の規約の変更について

～質疑・答弁～

○桃原功 委員 施設型・地域型保育給付の指導監査事務について、事務の効率化や経費節減から共同処理するという理解でよいか。

○企画部次長 子ども・子育て支援法等の施行に基づき、施設型・地域型保育給付の指導監査の事務が市町村の事務となったが、各市町村において、経営面、保育指導の面、それぞれの専門知識を有する人材の継続的確保が難しいため、

中部広域市町村圏事務組合にて、当該事務を共同処理することにより、専門職員の配置、ノウハウの蓄積、平準化した指導監査が可能となり、行政効率の高い事務の執行が期待できることから、共同処理するものである。

○**桃原功 委員** 子ども・子育て支援法が平成27年4月に施行されているが、本市における平成28年度の指導監査の状況について、お伺いしたい。

○**こども企画課長** 本市は、平成28年度から小規模保育を認可しているところであり、当該認可に係る指導監査は、平成29年度から発生するものである。また平成27年度から認可を行っている市においては、平成28年度に独自に要綱を作成し、指導監査を行っているところである。

○**桃原功 委員** 各市町村でそれぞれ指導監査を実施するとなると、負担が大きくなることから、共同で指導監査を実施したいという理解でよいか。

○**こども企画課長** 係長級と有資格者の計2名以上を配置した上で、財務面については、税理士等への委託が必要となり、財政上の観点等から難しいものがある。そこで共同処理することにより、平準化した指導監査を実施することが理想と考える。

○**桃原功 委員** 類似団体である浦添市の状況について、お伺いしたい。

○**こども企画課長** 浦添市は、平成27年度に認可した園があったため、平成28年度における指導監査は、独自で行ったと聞いている。平成29年度以降は南部広域で行う旨の話聞いている。

○**桃原功 委員** 浦添市の予算規模は情報として持っているのか。

○**こども企画課長** 情報は持っていない。しかし、中部広域の例としては、人件費や事務経費等を合わせ約1,000万円かかる試算は出ている。

○**企画部次長** 平成29年度は、9市町村の166施設の指導監査をする予定であり、当該指導監査にかかる費用が、3,797万8,000円と見込んでいる。そのうち宜野湾市の負担金としては、847万円となる。市単独で実施する場合は、専門職員等の配置により、もう少しかかると試算しており、スケールメリットがあることから、共同処理を選択したと考えている。

○**桃原功 委員** 166施設に対する指導監査の方法について、お伺いしたい。

○**こども企画課長** 施設に直接出向き、施設の状況や職員の人数、保育園の面積などの監査を行う。なお、3班体制で指導監査を実施する予定である。また3年に一度指導監査をする場合もある。小規模保育所等は毎年実施するが、大きな保育所、幼稚園、認定こども園については、3年に一度の指導監査となる。

○**上地安之 委員** 一部事務組合の事務分掌の追加は、議決事項になるのか。

○**企画部次長** 一部事務組合の規約の変更については、関係地方公共団体の協議により定めることになっているが、当該協議を行うには、地方自治法第290条により、関係地方公共団体の議会の議決を得なければならないとされている

ことから、議会の議決を求めるものである。

- 上地安之 委員 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の指導監査に関する事務を追加することにより、追加の負担金は生じるのか。
- こども企画課長 当該組合の構成団体である9市町村で実施する場合、本市の負担金は847万円となる。なお、こども企画課の予算として計上している。
- 上地安之 委員 共同処理するほうが、メリットがあるのか。
- 企画部次長 市単独で当該指導監査を実施するとなると、専門職員の配置等により、当該負担金以上の経費がかかる見込みであるため、共同処理することにより財政上の効果も期待できる。
- 知念吉男 委員 指導監査の内容について、お伺いしたい。
- こども企画課長 中部広域市町村圏事務組合に係る指導監査には2種類ある。一つは施設の監査であり、宜野湾市が認可した小規模保育や事業所内保育において、市の条例に沿った運営がなされているかどうか調査を行う監査である。もう一つは給付の監査であり、市から給付している運営費について、調査する監査である。
- 桃原功 委員 当該事務の負担金に係る負担割合は、均等割、件数割となっている。当該組合の構成市町村は、人口規模に違いがあると思うが、人口割を採用しなかった理由について、お伺いしたい。
- こども企画課長 既に実施している社会福祉法人の指導監査の負担割合を参考にして決定したものである。
- 上地安之 委員 県が実施する指導監査との違いについて、お伺いしたい。
- こども企画課長 県は保育所に係る施設の運営や保育士の数や面積等の基準の監査を実施している。
- 我如古盛英 委員 家庭的保育事業等における指導監査の実施要綱について、資料を提出していただきたい。
- こども企画課長 提出してまいりたい。

## 【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

---

- 平良眞一 委員長 休憩いたします。（午後2時50分）
  - 平良眞一 委員長 再開いたします。（午後3時00分）
- 

## 【議題】

議案第17号 宜野湾市個人情報保護条例等の一部を改正する条例について

## ～質疑・答弁～

- 桃原功 委員** 当該条例改正により、番号法で定められた社会保障、税、災害対策等以外にこういった活用を想定しているのか。
- 番号制度担当主幹** 地方公共団体が条例で定める独自利用事務についても情報連携することができるようになり、行政の効率化及び市民の負担軽減を図ることを想定している。
- 桃原功 委員** マイナンバーカードがないと恩恵は受けられないのか。
- 番号制度担当主幹** マイナンバーカードの交付を受けなくとも、平成27年10月に全国民に送付された通知カードでも利用は可能である。
- 桃原功 委員** 通知カードの受け取りを拒否した人もいると思われるが、その場合は、どのような対応になるのか。
- 番号制度担当主幹** 個人番号利用事務従事者は、職務権限で個人番号等の確認が行えるため、当該事務従事者において、個人番号を確認の上、関係省庁へ書類を提出することも可能である。
- 桃原功 委員** 国も個人情報を取得することができるのか。
- 番号制度担当主幹** 情報提供ネットワークシステムは双方向性を持っており、照会、提供し合うことが可能なシステムである。
- 桃原功 委員** 簡単に情報のやり取りができるように感じられるが、個人情報漏えい等に対する危険性への対策は講じているのか。
- 総務部次長** 当該ネットワークシステムは、どの職員でも利用できるわけではなく、必要最小限度の人数にのみ権限を与えることとしている。
- 桃原功 委員** 当該条例を改正することによる活用見込みについて、お伺いしたい。
- 番号制度担当主幹** 独自利用をしている事務のうち、4つの事務について情報連携の活用を考えている。
- 桃原功 委員** 多数を占める事務ではないと感じるが、ほかに活用する事務はあるのか。
- 番号制度担当主幹** そのほかの事務に関しては、番号法において情報提供ネットワークシステムの活用が認められている。
- 桃原功 委員** 番号法において情報提供ネットワークシステムの活用が認められている事務について、資料を提出していただきたい。
- 総務部次長** 提出してまいりたい。
- 桃原功 委員** 本市のマイナンバーカードの普及率について、お伺いしたい。
- 番号制度担当主幹** 約5,000枚を交付しており、約5%の普及率である。
- 知念吉男 委員** マイナンバーカードの交付を受けていないと各種サービスの

申請はできないのか。

- 番号制度担当主幹 マイナンバーカードの交付を受けなくとも、平成27年10月に全国民に送付された通知カードでも申請は可能である。
- 知念吉男 委員 高齢者に対するマイナンバーカードの発行に係る啓発活動等を行っているのか。
- 番号制度担当主幹 マイナンバーカードに求められている機能が、I Cチップを活用した公的個人認証やコンビニ交付といった機能であり、原課での啓蒙啓発は、サービス体制が整ってからになると思われる。
- 我如古盛英 委員 当該条例改正は、平成29年5月30日に施行されるが、情報提供ネットワークシステム等に関するマニュアル等は作成しているのか。
- 番号制度担当主幹 現在、総合運用テストを実施しており、7月からの情報連携に向けて、実際にシステム等を利用して本番の事務フローの検証を行っている。

### 【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

---

- 平良眞一 委員長 本日の委員会を散会いたします。

(散会時刻 午後3時46分)

## 総務常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 平成29年3月3日（金）

午前10時00分 開議  
午後 4時19分 散会

○場 所 第3常任委員会室

○出席委員（9名）

委員長	平良真一
委員	石川慶
委員	桃原功
委員	伊波一男
委員	知念吉男

副委員長	宮城克
委員	佐喜真進
委員	上地安之
委員	我如古盛英

議長	大城政利
----	------

○欠席委員（0名）

○説明員（36名）

総務部次長	川上一徳
市民防災室長	普天間朝彦
人事課長	米須之訓
行政改革推進室長	泉川幹夫
IT推進室長	山口久美子
番号制度担当主幹	佐久本嘉一郎
税務課長	津波古良幸
企画部次長	松本勝利
財政課長	知花博史
市民経済部次長	東川上芳光
環境対策課長	花城清人
市民課長	津島美智子
観光農水課長	仲村厚子
産業政策課長	宮城竜次
福祉推進部次長	真喜志若子
児童家庭課長	岡田洋代
障がい福祉課長	仲里美智子
国民健康保険課長	伊佐真

健康増進課長	宮良弘美
都市計画担当技幹	比嘉徹
建築課長	中本益丈
土木課長	又吉直広
施設管理課長	仲村等
基地政策部次長	多和田功
消防次長	米須清昌
警防課長	又吉清
教育部次長	伊佐英明
施設課長	嶺井辰也
生涯学習課長	佐久原昇
指導部次長	桃原忍子
指導課長	嘉納貢
青少年サポートセンター所長	野村斉
学校給食センター所長	當山全盛
(人事課)給与係長	平敷由紀子
(行政改革推進室)行政改革班担当主査	饒平名直
(行政改革推進室)行革推進班担当主査	比嘉祐一

○議会事務局職員出席者 野嶋 博司

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

- (1) 議案第 1 号 平成 2 8 年度宜野湾市一般会計補正予算 (第 5 号)
- (2) 議案第 2 1 号 宜野湾市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- (3) 議案第 2 2 号 宜野湾市税条例等の一部を改正する条例について
- (4) 議案第 1 8 号 宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

平成29年3月3日（金）第2日目

○平良眞一 委員長 総務常任委員会の第2日目の会議を開きます。

（開議時刻 午前10時00分）

【議題】

議案第1号 平成28年度宜野湾市一般会計補正予算（第5号）

～質疑・答弁～

- 我如古盛英 委員 障害者自立支援給付費等国庫負担金及び県負担金返還金が生じた理由について、お伺いしたい。
- 福祉推進部次長 当該国庫負担金及び県負担金は、障がい福祉サービス事業所への給付金であるが、2事業所について、サービスの実態がなかったことやサービス責任者を配置していなかったことなどの理由から、給付金の返還が生じたためである。
- 我如古盛英 委員 市が全額国庫負担金及び県負担金を全額立てかえ返還している形を取っているものと思われるが、2事業所から全額市へ返納されるのはいつか。
- 福祉推進部次長 平成31年までの分割納付について、覚書を交わしている。
- 我如古盛英 委員 真栄原9号道路改良事業国庫補助金返還金について、返還金は市の予算を充てるのか、お伺いしたい。
- 用地課長 用地補償の積算方法に齟齬が生じたことによる補助金返還であるが、地権者と交渉を行う際は、正しいと考えている積算方法により用地補償費を提示したことから、現在、地権者から用地補償費を返還していただくことは考えていない。
- 知念吉男 委員 保育所児童措置事業における約9,000万円の減額補正の主な理由が保育所の入所人数が見込みより減となったためであるとのことであるが、当該保育所の定数について、お伺いしたい。
- 福祉推進部次長 90名となっている。
- 知念吉男 委員 実績見込み人数は、98人となっているが、弾力化によるものか。
- 福祉推進部次長 そのとおりである。
- 知念吉男 委員 認可外保育園運営補助事業における約1,400万円の減額補正の理由として、補助要件を満たしていなかったため、補助できなかったことが主な要因であるとのことである。当該要件は、保育士配置基準や有資格者を6分

の1以上設置すること、消防計画を策定することなどとなっていることから考えると、保育園としての基準を満たしているのか不安が生じる。そこで、認可外保育園の許可はどのようにして行われるのか、お伺いしたい。

○**こども企画課長** 認可外保育施設の設置については、県への届け出制となっている。

○**知念吉男 委員** 基準等になるものはないのか。

○**こども企画課長** 指導監督基準はある。

○**知念吉男 委員** 待機児童ゼロに向けて取り組むのはもちろんであるが、既存施設の指導についても充実を図っていただきたい。

○**伊波一男 委員** 認可外保育園運営補助事業において補助金をもらっていない園があるが、その内訳についてお伺いしたい。

○**福祉推進部次長** 補助要件を満たさない園が1園。補助金申請が未申請である園が2園。認可化移行をした園が1園。閉園した事業所が1園となっている。

○**伊波一男 委員** 平成27年度は約300万円の補助を受けられていた園が、平成28年度は、補助要件を満たせなくってしまったため、補助額がゼロとなったケースもある。このままでは、運営もままならないため、指導方法を確立する必要があると考えるが、いかがか。

○**福祉推進部次長** 指導等に係る同行の際に状況を確認し、支援を行っているところである、

○**伊波一男 委員** 当該補助金は県補助金のため、基準緩和策を講じていただくよう県に要望していただきたい。

次に、公立小学校用地買収事業において、公有財産購入費を約130万円減額した理由について、お伺いしたい。

○**教育部次長** 大謝名小学校の用地買収に係る費用であり、5筆、342平米を購入したが、当初、平米当たり1万1,700円で予算計上していたが、実際は7,800円ということで、平米単価が下がったことに伴う減額補正である。

○**伊波一男 委員** 小学校英語教育課程特例校事業において、一般臨時職員賃金を約76万円減額した理由について、お伺いしたい。

○**指導部次長** J T E等を60日間配置できなかったことによる減額補正である。

○**伊波一男 委員** 特別支援教育支援員派遣事業において、臨時職員賃金を約314万円減額した理由について、お伺いしたい。

○**指導部次長** 当該支援員を増員するというところで9月議会にて増額補正をしたものの、一部未配置や欠勤等があったためである。なお、9月補正の時点において76名分の予算を確保しており、実績としては74名であった。

○**伊波一男 委員** 人員配置や確保について頑張ってください。

○平良眞一 委員長 休憩いたします。（午前 11 時 00 分）

○平良眞一 委員長 再開いたします。（午前 11 時 15 分）

---

○我如古盛英 委員 西普天間住宅地区関連事業において、事業繰越を行った理由についてお伺いしたい。

○基地政策部次長 跡地利用計画について、地権者との調整に時間を要していることが主な要因である。

○我如古盛英 委員 普天間高等学校の移転が難航していることも要因の一つか。

○基地政策部次長 同校の移転の難航によりゾーニングがすぐに変わるということではなく、繰り越しへの影響はないものと考えている。

○我如古盛英 委員 基地返還跡地転用推進事業の土地購入費において、5億1,800万円ほどを減額補正する理由について、お伺いしたい。

○基地政策部次長 当該事業は、普天間飛行場内の土地の先行取得を行っているものである。小学校2校、中学校1校の用地として11万5,000平米を取得する計画である。土地の取得に関しては、地権者へアンケート調査等を行っており、30%の回収率であったが、4割の方が土地を売りたいと考えており、そのことを踏まえて土地の先行取得を行っている。返還の時期が見えてこないということもあり、どの時点で土地を売買したら地主にとってメリットがあるのかということもあり、潜在的には土地を売りたいという方はいるものの、今現在、申し出が少ないことから減額するものである。

○我如古盛英 委員 返還された後に求めてもいい用地もあると思われる。一括交付金の使い方として、市の経済や市民の生活が潤うような配分を考えたほうがよいと思うが、新年度も同様な予算計上を行っているのか。

○基地政策部次長 新年度も同様に、1万8,000平米の取得を予定している。

○知念吉男 委員 要保護及び準要保護学用品費援助事業に係る周知はどのように行っているのか。

○指導部次長 今年度は先生の協力も得ながら、全家庭から回収するよう周知の徹底等に努めているところである。

○知念吉男 委員 基地返還跡地転用推進事業の土地購入費について、返還のめどが立たず、約5億円を執行できないのであれば、一括交付金の趣旨にのっとり、沖縄全体の振興に資する新規事業を展開していただきたい。

○上地安之 委員 交通事故損害賠償金3万1,000円が計上されているが、損害賠償金について、全額予備を充てられない理由について、お伺いしたい。

○健康増進課長 議決事項となっているためである。

○上地安之 委員 最後に、特定駐留軍用地に係る先行取得に関する計画について、資料を提出していただきたい。

○基地政策部次長 提出してまいりたい。

**【審査結果】**

質疑の段階で継続審査。

---

○平良眞一 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。  
その間休憩いたします。（午後0時03分）

**\*\*\* 午後の会議 \*\*\***

○平良眞一 委員長 再開いたします。（午後2時00分）  
これより午後の会議を進めてまいります。

---

**【議題】**

議案第21号 宜野湾市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

**～質疑・答弁～**

○桃原功 委員 当該条例の改正内容について、お伺いしたい。

○行政改革推進室長 市附属機関について、総合戦略推進委員会を追加し、学校結核対策委員会を削除し、就学指導委員会を教育支援委員会へ名称変更するものである。

○桃原功 委員 総合戦略推進委員会の担任する事務について、お伺いしたい。

○企画部次長 平成28年3月に策定した宜野湾市まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗管理等行っていただくことを想定している。

○桃原功 委員 まち・ひと・しごと創生総合戦略の内容について、お伺いしたい。

○企画部次長 まち・ひと・しごと創生総合戦略には4つの基本目標があり、人口減少に歯どめをかけるため、雇用、交流、結婚・出産・子育て、地域づくりの連携を目指すものである。

○桃原功 委員 市総合戦略推進委員会の実績について、お伺いしたい。

○企画政策担当主幹 平成27年8月に任意で立ち上げた総合戦略推進委員会は、市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するに当たり、3回ほど開催した。平成28年度は、総合戦略を策定して1年経過したことから、評価点検等のため1回開催した。

○桃原功 委員 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び効果検証に際しては、産官学金労言など外部有識者で構成する推進組織で、審議、検討することが重要であるとのことだが、ここでいう「言」とは何を指すのか、お伺い

したい。

- 企画部次長 「言」はマスコミを意味するものである。
- 桃原功 委員 地方創生の狙いの一つに、「結婚、出産、子育て」があるが、今回設置される宜野湾市総合戦略推進委員会には、若年者は入っているのか、お伺いしたい。
- 企画部次長 本市においては、まだ人口減少傾向にはないことから、若年者は委員に入っていないが、委員のあり方については、今後検討してまいりたい。
- 桃原功 委員 宜野湾市就学指導委員会の名称変更について、県内10市において、「教育支援委員会」とするところもあれば、「就学支援委員会」とするところもあるが、本市が「教育支援委員会」とした理由について、お伺いしたい。
- 指導課長 就学に関する相談や授業を受ける際の支援などもやっていくことや文科省からの提言を踏まえ、「教育支援委員会」に決定した。
- 桃原功 委員 当該委員会の担当事務の内容に変更はないのか。
- 指導課長 従来どおりである。
- 知念吉男 委員 従前の総合戦略推進委員会と附属機関とした場合の違いについて、お伺いしたい。
- 企画部次長 附属機関に位置づけることで、地方自治法に基づく、諮問や調査を行う機関となる。
- 知念吉男 委員 当該委員会の従来での位置づけについて、お伺いしたい。
- 企画部次長 国としても当該委員会を附属機関とするかどうかについては、市町村に委ねるとしていたこともあり、当初は、意見聴取や助言を求める機関として位置づけていた。なお、うるま市、沖縄市、豊見城市は附属機関として設置している。
- 知念吉男 委員 当該委員会を附属機関とすることで、より責任感が増すと考えるが、いかがか。
- 企画部次長 直接的な執行権は有しないものの、委員御指摘のとおり、附属機関として位置づけることで、より重みのある会議体となるものとする。
- 知念吉男 委員 執行権はないものの、当該委員会で決定されることについては、責任あるものになると考えるが、いかがか。
- 企画政策担当主幹 従前の委員会は、宜野湾市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するために発足したものである。当該戦略で設けた目標達成に向けた進捗状況や進め方について協議する場を条例に基づき設置し、位置づけを明確にするために附属機関とするものである。
- 知念吉男 委員 附属機関となる当該委員会の委員は、従前の委員会の委員と同様か。
- 企画部次長 既存の委員の任期は、平成29年10月7日までとなっており、規則

に基づき当該期日まで引き続き在任していただきたいと考えている。

- 知念吉男 委員 附属機関として位置づける以上は、多様な意見を反映させられるような委員構成にすべきであると考えているが、いかがか。
- 企画部次長 附属機関に位置づけることで新たな機関となるため、委員御指摘の点については、今後検討してまいりたい。
- 知念吉男 委員 宜野湾市学校結核対策委員会の開催実績について、お伺いしたい。
- 指導部次長 平成23年からのデータを見る限りでは、結核の発生はない。他市町村では、平成25年に結核対策委員会を廃止したところもあるが、本市は、平成25年に那覇市において学校における結核の集団感染があったこともあり、結核対策委員会の廃止に係る答申はいただいていたものの、事務手続上、廃止を行わなかった。しかし近年、中部保健所管内での集団感染もないことから、今回廃止の手続を行うものである。今後は、学校における結核対策のマニュアルに沿って対応してまいりたい。

## 【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

---

- 平良眞一 委員長 休憩いたします。（午後2時50分）
  - 平良眞一 委員長 再開いたします。（午後2時54分）
- 

## 【議題】

議案第22号 宜野湾市税条例等の一部を改正する条例について

### ～質疑・答弁～

- 桃原功 委員 当該条例改正により、延滞金に係る規定に入湯税等を追加することだが、入湯税以外に何を追加するのか、お伺いしたい。
- 税務課長 特別土地保有税を追加するものである。
- 桃原功 委員 特別土地保有税を追加することによる市民への影響について、お伺いしたい。
- 税務課長 条例上整備を行うものだが、本市では、平成15年度以降から課税を行っていない状況である。
- 桃原功 委員 個人住民税における住宅ローン控除制度の適用期限の延長について、説明願いたい。
- 税務課長 住宅ローン控除制度は従来所得税にかかるものであったが、平成19年度税源移譲に伴い、所得税から差し引ききれなくなった控除額を住民税から

控除する趣旨のものである。その適用期限を平成30年6月30日までから平成33年12月31日までに延長するものである。

○**桃原功 委員** 市税に与える影響について、お伺いしたい。

○**税務課長** 平成28年度の実績からすると当該制度の利用人数が906名おり、控除額は2,862万8,000円となっている。

○**桃原功 委員** 軽自動車税の環境性能割の内容について、お伺いしたい。

○**税務課長** 当該事項は、平成28年12月定例会において、議決をいただいたものであり、内容については変わらない。当初施行期日が平成29年4月1日であったものを平成31年10月1日にするものである。

○**桃原功 委員** 2年間延期する理由について、お伺いしたい。

○**税務課長** 消費税率の改正時期にあわせるためである。

○**桃原功 委員** 法人市民税法人税割の改正について、説明願いたい。

○**税務課長** 平成28年12月定例会において、議決をいただいたものであり、内容については変わらない。当初施行期日が平成29年4月1日であったものを平成31年10月1日にするものである。

○**桃原功 委員** 法人市民税法人税割の改正による影響額について、お伺いしたい。

○**税務課長** 平成27年度の法人市民税をベースに試算を行うと、初年度である平成32年度が約6,200万円の減額、平成33年度が1億5,000万円の減額となる見込みである。

○**桃原功 委員** 影響を受ける市内事業所数について、お伺いしたい。

○**税務課長** 資料にて回答してまいりたい。

○**桃原功 委員** 当該改正による恩恵を受けられる企業は、株式会社などの企業になるのか。

○**税務課長** 法人市民税法人税割、法人県民税法人税割の税率は引き下げられるが、地方法人税の税率は引き上げられ、トータルの税率に変更はないので、恩恵を受けるというものではない。

○**桃原功 委員** 平成32年度と平成33年度で影響額に差があるのはなぜか。

○**税務課長** 年度途中の改正のため、平成32年度の影響額が少なくなっている。

○**知念吉男 委員** 特別土地保有税の内容について、お伺いしたい。

○**税務課長** 企業がもつ2,000平米以上の土地についての税だったと認識しているが、資料にて回答してまいりたい。

○**知念吉男 委員** 特別土地保有税について、平成15年度以降の課税はないものの延滞金に係る規定に盛り込む理由について、お伺いしたい。

○**税務課長** 本来であれば、入湯税及び特別土地保有税は、延滞金の規定に入っているべきものであるが、これまで入ってなかったため条例上の整備を行うものである。

- 知念吉男 委員 特別土地保有税を延滞金の規定に盛り込むということは、国の指導なのか。
- 税務課長 担当課において、条例上整備しておくべきであるとの判断のもと改正を行うものである。
- 知念吉男 委員 徴収できない税について、今後徴収できるようになった場合のために、条例整備を行うものと理解するが、どこから盛り込んだほうがよいとの話があったのか。
- 総務部次長 特別土地保有税については、暫定的に保留となっているものであり、また、特別土地保有税が課税されていた時において、本来であれば整備されているべきものであると認識している。そのため、現在課税はなくとも整備できるものは行っていたほうがよいとの判断で改正を行うものである、
- 知念吉男 委員 他市での特別土地保有税の延滞金の規定はどのようになっているのか。
- 税務課長 入っているものと考える。
- 知念吉男 委員 個人住民税における住宅ローン控除制度の適用期間について、お伺いしたい。
- 税務課長 10年となっている。
- 上地安之 委員 入湯税で延滞金が発生した事例はあるのか。
- 税務課長 延滞金が発生したことはない。
- 上地安之 委員 個人住民税における住宅ローン控除額は、国費で補填されているとのことだが、歳入はどこで受け入れているのか。
- 税務課長 資料にて回答してまいりたい。
- 上地安之 委員 国費で補填されていることは間違いはないのか。
- 総務部次長 歳入の受け入れ科目等を確認の上、資料にて回答してまいりたい。
- 我如古盛英 委員 法人市民税法人税割の引き下げ分についても、国からの補填があるのか。補填があるのであれば、歳入の受け入れ科目等について資料を提出していただきたい。
- 税務課長 提出してまいりたい。

## 【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

---

- 平良眞一 委員長 休憩いたします。（午後3時36分）
- 平良眞一 委員長 再開いたします。（午後3時54分）

本日の会議時間は、議事の都合により、この際あらかじめこれを延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

（異議なし）

## 【議題】

議案第18号 宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

### ～質疑・答弁～

- 知念吉男 委員 条例改正の内容について、お伺いしたい。
- 人事課長 配偶者の扶養手当については、段階的に引き下げていくものであり、平成28年度は13,000円、平成29年度は10,000円、平成30年度以降は6,500円となる。子どもの扶養手当については、子育て支援の観点から段階的に引き上げていくものであり、平成28年度は6,500円、平成29年度は8,000円、平成30年度以降は10,000円となる。父母等の扶養手当については、改定はなく、6,500円で変わりはない。
- 桃原功 委員 扶養手当の改正は、初めて行われたものか。
- 人事課長 ここ最近では、改正はなかったものと認識している。
- 桃原功 委員 条例改正による影響額について、お伺いしたい。
- 人事課長 配偶者の扶養手当は引き下がるが、本市は子育て世代の職員が多いことからふえる傾向にある。平成28年10月時点の扶養手当額を基準とした場合、平成29年度は、約900万円の増額、平成30年度は、約2,250万円の増額となる見込みである。
- 桃原功 委員 子の扶養手当については、何名でも受けられるため、平成29年度、平成30年度の影響額が増額となるのか。
- 給与係長 全体的に子供の数のほうが多いため、増額となる。
- 桃原功 委員 当該条例改正は、人事院勧告や人事委員会勧告によるものなのか。
- 人事課長 そのとおりである。配偶者に対する扶養手当に関しては、共働き世帯がふえてきているという観点から、民間においては引き下げる傾向にあり、そのことを踏まえ、公務員についても扶養手当の改定を行うものである。
- 桃原功 委員 当該条例改正の施行日について、お伺いしたい。
- 人事課長 施行日は、平成29年4月1日である。
- 桃原功 委員 国の改正は、時限立法ではないのか。
- 人事課長 そうではないと認識している。
- 桃原功 委員 特別職は該当するのか。
- 人事課長 該当しない。
- 我如古盛英 委員 県の人事委員会勧告の内容にも入っているものか。
- 人事課長 そのとおりである。国、県も同様の勧告内容となっている。
- 我如古盛英 委員 条例改正による正確な影響額について、お伺いしたい。

- 人事課長** 平成28年10月時点の扶養手当額を基準とした場合、平成29年度は、約909万5,400円の増額、平成30年度は、2,254万2,900円の増額となる見込みである。
- 我如古盛英 委員** 子に対する扶養手当は、年齢制限もあることから、今後扶養手当額は変動するという理解でよいか。
- 人事課長** 本市の職員は子育て世代が多いことから、将来的には扶養手当額の伸びは抑制されてくるであろうと見込んでいる。なお、先ほどの影響額については、特別会計も含めた金額であり、一般会計については、平成29年度は748万9,850円の増となり、平成30年度は1,682万9,750円の増となる。
- 我如古盛英 委員** 配偶者に対する扶養手当額が引き下げられることから、組合との交渉はどのような状況なのか。
- 人事課長** 今年に入ってから、事務交渉を行った。その際、改定内容について、考慮できないかと組合から意見はあった。他市も人事院勧告や人事委員会勧告に準じて改正していることも踏まえ、本市独自の改正は困難である旨を伝えた。合意はされているものではないが、理解は得られたものと認識している。
- 我如古盛英 委員** 改定額について、人事院勧告や人事委員会勧告で示された額のとおり今回条例改正されるものと理解してよいか。
- 人事課長** そのとおりである。
- 知念吉男 委員** 配偶者とともに子育てをすることからも、配偶者に対する扶養手当額を引き下げて、子に対する扶養手当額だけを増額する理由について、お伺いしたい。
- 人事課長** 現在、共働き世帯がふえていることや、少子化対策として子育て世代への支援を強化する観点から扶養手当額の改定が行われたものと理解している。ただし、財源の関係もあることから、そのような改定内容になっているものと認識している。
- 伊波一男 委員** 当該条例改正の影響を受ける人数について、お伺いしたい。
- 給与係長** 290名の職員が増額となる見込みである。一方、減額を受ける職員数は、平成29年度は84名、平成30年度は72名となる見込みである。

## 【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

---

- 平良眞一 委員長** 本日の委員会を散会いたします。

(散会時刻 午後4時19分)

# 総務常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 平成29年3月6日（月）

午前10時00分 開議  
午後 3時57分 散会

○場 所 第3常任委員会室

○出席委員（9名）

委員長	平良眞一
委員	石川慶
委員	桃原功
委員	伊波一男
委員	知念吉男

副委員長	宮城克
委員	佐喜真進
委員	上地安之
委員	我如古盛英

○欠席委員（0名）

○説明員（6名）

総務部次長	川上一徳
税務課長	津波古良幸
基地政策部次長	多和田功

（税務課）税制係長	中村雄高
（税務課）市民税係長	大道優
（まち未来課）まち未来係長	塩川浩志

○議会事務局職員出席者 野嶋博司

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

- (1) 陳情第69号 普天間高等学校のキャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区返還跡地への移転について
- (2) 議案第19号 宜野湾市職員の育児休業等に関する条例及び宜野湾市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- (3) 議案第20号 宜野湾市職員の退職管理に関する条例の制定について
- (4) 議案第18号 宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第19号 宜野湾市職員の育児休業等に関する条例及び宜野湾市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第20号 宜野湾市職員の退職管理に関する条例の制定について
- 議案第21号 宜野湾市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第27号 中部広域市町村圏事務組合の規約の変更について
- 議案第1号 平成28年度宜野湾市一般会計補正予算(第5号)

(6件一括議題)

- (5) 議案第17号 宜野湾市個人情報保護条例等の一部を改正する条例について
- (6) 議案第22号 宜野湾市税条例等の一部を改正する条例について

【審査期限延期要求】

- (7) 陳情第69号 普天間高等学校のキャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区返還跡地への移転について

【閉会中の継続審査申出】

- (6) 陳情第19号 個人住民税（市町村民税）に係る特定寄付金対象施設の指定に関する要望
- 陳情第30号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情
- 陳情第35号 監査委員の税理士登用方について
- 陳情第38号 「伊佐市営住宅跡地の有効利用について（再回答）」に対する陳情
- 陳情第40号 国連の「沖縄県民は先住民族」という勧告の撤回を求める陳情
- （5件一括議題）

平成29年3月6日（月）第3日目

○平良眞一 委員長 総務常任委員会の第3日目の会議を開きます。

（開議時刻 午前10時00分）

---

**【議題】**

陳情第69号 普天間高等学校のキャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区返還跡地への移転について

**【参考人の出席要請】**

要請した上で、審査を行うことに決定。

○平良眞一 委員長 休憩いたします。（午前10時00分）※参考人入室

○平良眞一 委員長 再開いたします。（午前10時04分）

～提案、趣旨説明～

○参考人 本校は、「実質剛健」「進取創造」の校訓のもとに文武両道をモットーにしており、生徒、保護者、地域から信頼され、県内でも人気のある学校である。

ところが学校敷地が約3万平米しかなく、教育活動に支障を来しており、また、狭隘であるためはしご車が奥に入れられない構造となっており、防災上の問題や教育環境が恵まれているものとは言えない。また、耐力度調査を実施すると、耐震上厳しいとの話があり、建てかえ計画がなされている中、キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）の返還の話が出てきてことを踏まえ、当時の普天間高等学校長から県教育長へ移転に係る要望書を提出した。

また本校の移転は、教育環境の充実が図られるだけでなく、本校の跡地を活用することにより普天間地区の活性化にも寄与できるものである。そして基地返還跡地利用のモデルケースにもなる。普天間地区は商業地区として発展してきているが、琉球大学医学部が来ることや本校が移転することにより文教の地としても発展できるものと考えている。

約60校ある県立高校の中で、学校敷地が約3万平米以下の学校は5校しかない。また、本校移転に係る費用は、先日の県教育長の答弁から約90億円とのことであるが、現在の敷地と移転先の用地について、等価交換という手法もあるものと考えている。

沖縄県としては、宜野湾市が手を挙げたら考えてもいいという話もあるので、市議会として、市長を支援していただき、本校移転を現実のものにしていただきたい。

## ～質疑・答弁～

- 桃原功 委員** 当該地域は、普天間小学校が先に建設され、その後現在の普天間高校が建設された経緯がある。そこで、普天間小学校と普天間高校が隣接することとなった理由は御存じか。
- 参考人** 当時は、小学校、中学校、高校が一緒の地域にあり、文教の中心地であったと認識している。隣接することとなった経緯は、普天間高校の建設先がそこしかなかったためと推察する。
- 桃原功 委員** 先ほど建てかえ計画の話があったが、普天間高等学校は建てかえを要する時期に来ていると理解してよいか。
- 参考人** 当校は、昭和53年以前の建物であり、改築が必要である旨の調査結果が出ている。平成27年、28年に改築する計画である旨を沖縄県教育委員会の施設課からあったが、移転の話が出てきたため、改築に係る設計も行っていない段階である。
- 桃原功 委員** 現在の市の跡地利用計画からすると、普天間高等学校は、重粒子線治療施設や海軍病院等に挟まれることとなるが、どのようにお考えか。また、予算についてはどのようにお考えか。
- 参考人** 確かに病院に挟まれる環境となるが、現在より2倍近い学校敷地となることや、琉球大学医学部との高大の連携も期待できるものである。また、予算に関しては、未執行となっている一括交付金がある旨をマスコミ報道で聞いており、当該財源を活用すれば移転整備を捻出することは可能と考える。しかし、県教育長は狭隘ということだけでは移転は難しいと言っていることから、防災上の観点等も踏まえ、移転を実現していただきたいと考える。
- 知念吉男 委員** 県教育長の答弁では、普天間高等学校は学校敷地の基準を満たしているとのことだが、陳情における狭隘の意味についてお伺いしたい。
- 参考人** 県教育委員会の施設課から学校敷地の基準を満たしているという回答はいただいた。しかし、文部科学省の方針として、教育活動を充実させるための施設設備をしないさいと示されており、教育活動等を行うには狭隘だと考えている。
- 知念吉男 委員** 敷地面積が十分であっても、敷地の形状が大変重要だと考える。また、地域の実情や普天間地域の今後のビジョンなども強調して県教育

長へ要請してはいかがか。

- 参考人 他校においては、計画的にグラウンドや校舎を建てかえている中、普天間高等学校は、増築、増築とされていることや、はしご車が入れないなど、他校とは校舎の構造や実情が違うと考える。また、委員御指摘の点も踏まえ、県教育長へ訴えてまいりたい。
- 我如古盛英 委員 現在の普天間高等学校は、交通の便がよいところに立地しているが、移転することにより、多少交通の便が悪くなるものとする。そのことによる影響はどのように考えるか。また、県の財政状況等を踏まえ、再度要請するものと理解してよいか。
- 参考人 教育環境の整備や地域の活性化に向けて、市議会の支援をいただきながら、県に再度要請してまいりたいと考えている。
- 我如古盛英 委員 普天間門前町構想との関連性は、どのようにお考えか。
- 参考人 当該地区の活性化を考えた場合、駐車場確保の課題があるが、普天間高等学校跡地を駐車場などに活用することにより、当該地区の活性化に寄与できるものとする。
- 上地安之 委員 県教育委員会から財政上、困難であるとの回答があったが、県企画部から文部科学省等に国庫補助の要求を行った結果なのか、それとも県教育委員会の方針なのか。その辺の話は聞いているか、お伺いしたい。
- 参考人 県企画部としては、県立高校のため、県教育委員会に方針を打ち出していたと考えているとのことである。そして、方針が打ち出された際は、予算獲得に向け、調整等を行うとのことである。
- 上地安之 委員 県教育委員会から文部科学省等に国庫補助の要求を行っているのか。
- 参考人 文部科学省へ要請する前に、宜野湾市、沖縄県、県教育委員会の3者で内閣府へ要請したと聞いている。
- 上地安之 委員 耐力度調査の結果、建てかえが必要とのことであるが、建てかえにおける財源は確保されていたのか。
- 参考人 県教育委員会は県立高校の建てかえ計画を踏まえ、年次的に取り組んでいることから、建てかえを実施するとなった場合、予算は確保されていたものと考えている。
- 上地安之 委員 建てかえであれば、予算措置を講じるが、移転となると予算措置を講じないという真意が理解できないが、今後機会があれば確認してまいりたい。
- 伊波一男 委員 耐力度調査により、建てかえが必要との結果が出たとのことだが、現在、移転の話が出ているため、改築の計画がストップしていると理解してよいか。

- 参考人 そのように理解している。
- 伊波一男 委員 改築の計画について、現在、県と県教育委員会で打ち合わせ等を行っているのか。
- 参考人 そのような話は伺っていない。
- 伊波一男 委員 参考人の話によると、県は宜野湾市の動きによって考えなくもないというような話だと思うが、県や県教育委員会はどのようなことを望んでいるのか。
- 参考人 県教育委員会としては、学校敷地が狭隘という理由だけでは、移転は困難であり、またすぐに建てかえないといけないほど危険な状態にはないと考えている。また、宜野湾市がどうしても跡地を活用したいということであれば、考えるとのことである。
- 佐喜真 進 委員 県議会議員、県知事の国に対する動きがあまり見えてこない。また、宜野湾市長が動かないから、実現に至らないという話まで聞こえてくる。そのことについて、どのように考えるか。
- 参考人 県議会議員については、県議会で一般質問を行っていることを確認しており、また本校同窓会が県へ要請した際は、同席もしていただいた。国会等への働きかけは把握していないが、御支援をいただいているところである。
- 佐喜真 進 委員 県にはもう少し頑張っていたいただきたいものである。

---

○平良眞一 委員長 休憩いたします。（午前11時04分）

○平良眞一 委員長 再開いたします。（午前11時15分）

---

## 【議題】

陳情第69号 普天間高等学校のキャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区返還跡地への移転について

### ～普天間高等学校の移転に係る現状説明～

- 企画部次長 平成27年3月に人材育成拠点ゾーンを含むキャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）跡地利用計画を策定した。平成28年度に入り、県の考え方について確認が取れなかったことから、平成28年6月に本市から県知事及び県教育委員会へ同校の移転計画について照会を行った。その際、県教育長より、「同校の移設について、県企画部と連携しながら国と調整しているところであり、同校の移設に当たっては、用地取得、校舎建設費等の財源確保や財産処分等の課題があり、引き続きこれらの課題解決に向け、国との調整が

必要である。県教育委員会としては、国からの特別な財源措置が図られるのであれば、同校の良質な教育環境の整備に努めてまいりたいと考えており、貴市と連携した取り組みが必要であるため、引き続きよろしくお願ひしたい」という回答をいただいた。また県知事からは、「同校の移設については、県教育長及び県企画部、貴市による三者の連携が不可欠となるため、引き続きよろしくお願ひしたい」という回答があった。なお、地方自治法第180条及び、地方教区行政の組織及び運営に関する法律第21条により「学校等の設置、管理及び廃止」は、教育員会の職務権限とされており、同校の移設計画等については、知事の職務権限ではないことが申し添えられていた。

その後、平成28年11月に照会し、県教育委員会より、困難である旨の回答をいただいた。

本市としては、普天間高等学校が県立であることから、県との調整を図りながら、移転に対する考え方を確認してまいりたいと考えている。

### ～参考意見の聴取～

- 桃原功 委員** 普天間高等学校の移転整備の一番の問題は、財源である。そこで、県の国に対する要請状況を把握しているのであれば教えていただきたい。
- 企画部次長** 内閣府へ要請をされたとの話は聞いている。
- 桃原功 委員** 県が国に対して強く動いているというのが感じられない。しかし当該地区を活性化させるためには、国、県、市が協力して取り組むべきだと考えるが、市はどのような要請を行っているのか。
- 企画部次長** 県教育長への移設計画に係る照会を通して、移設を実現していただくために要請等を行っている。また、政府に対しては、平成26年から継続して、骨太の方針等に位置づけていただきたいという旨の要請も行っているところである。
- 桃原功 委員** 県と連携して取り組んでいただくようお願いしたい。
- 知念吉男 委員** 西普天間住宅地区跡地利用計画に普天間高等学校跡地の利用計画は含まれているのか。
- 企画政策担当主幹** 普天間高等学校の移転整備に関しては、教育環境の改善等を求める地域の声を受けて市から県へ要請を行っており、移転が実現した際は、地域の活性化につながる跡地利用を検討してまいりたい。また、当該跡地利用について、西普天間住宅地区跡地利用計画と絡める考えは今のところ持ってはいないが、跡地利用のモデルケースとするためには、国際医療拠点と人材育成拠点ゾーンを成功させることが大事だと考えている。
- 知念吉男 委員** 琉大の移転や重粒子線治療施設の建設について、財源は国、

県に考えてもらわなければ市としては実行できない計画となっている。跡地利用の計画も含めて強力に、国や県に要請をすべきであると考えている。そのことからすると、市の取り組みが遅いように感じられるが、いかがか。

- 企画政策担当主幹** 県立普天間高等学校の移転に関しては、県と一緒に内閣府へ行ったこともある。しかしながら、実施主体は県であり、県が取り組みをなかなか進められていないことから、本市としては、要望、要請、照会といった動きしか取れなかったところである。跡地利用計画の実現に向けては、県も一緒にやっていただきたいと考えている。
- 我如古盛英 委員** 財源の問題を解決させるのが、行政の仕事だと考える。そこで、門前町構想と連動した計画を踏まえ、要請してはいかがか
- 企画部次長** 普天間高等学校を西普天間住宅地区へ移転させるのであれば、普天間高等学校跡地は県有地であることから、県と一緒に活用方について考えていくことになる。実施主体はあくまでも沖縄県であるため、沖縄県の動向に合わせて協力、連携を図ってきたところである。
- 我如古盛英 委員** 市に対して、同様の陳情は提出されているのか。
- 企画部次長** 平成28年12月に普天間高等学校同窓会及び同校PTAから要望書が提出されている。
- 我如古盛英 委員** スムーズに返還跡地への移転ができるよう連携を図っていただきたい。
- 上地安之 委員** 県教育委員会へは照会文書を提出しているとのことだが、県知事に対して要請等は行っているのか。
- 企画部次長** 平成28年6月に県知事に対して、普天間高等学校の移設計画の有無を照会した経緯がある。その際、同校の移設の取り組みについては、県教育委員会及び県企画部、宜野湾市による3者の連携が不可欠となるため、引き続きよろしくお願ひしたいと回答があり、また、自治法等により、同校の移設計画等については、知事の職務権限ではないことも申し添えられていた。
- 上地安之 委員** 駐留軍用地跡地利用推進協議会には、県教育委員会も出席していたのか。
- 企画部次長** 当該協議会へは、沖縄県からは県知事及び県企画部長が出席している。
- 上地安之 委員** 人材育成拠点ゾーンは、市独自の考えのもとに設置されたものではなく、当該協議会の協議に基づくものと理解しているが、市としては人材育成拠点ゾーンについて、普天間高等学校を意味していなかったのか。
- 企画部次長** 法定協議会において、普天間高等学校についても県教育委員会と相談中であるが、同校の移設もその中に位置づけていければとの発言が県

知事よりあった。本市としては、人材育成拠点ゾーンにおいては、普天間高等学校を念頭に、国、県、市で進めてきた経緯もあるので、方向性は共有されていたものと理解している。

○上地安之 委員 人材育成拠点ゾーンは、普天間高等学校の移転を意味していたと理解する。そして、同校の移転については、国、県、市の協議会の中で確立されたことは紛れもない事実である。同校の人材育成拠点ゾーンへの位置づけについては、国、県、市の協議会の中で県知事が進めてきたものであり、踏襲すべきである旨の要請を市からすべきではないか。

○企画部次長 市長から昨年12月定例会において、普天間高等学校は県立であるため、県と調整を図りながら、可能かどうかを含め、県の考え方を確認したい旨の答弁を差し上げた次第である。なお、新聞報道において、普天間高等学校の移転再度断念を強調という記事もあり、答弁の真意の確認も含め、対応方については、検討してまいりたい。

○上地安之 委員 県知事や県教育長に対して、真意を確認していただくようお願いしたい。

### 【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

---

○平良眞一 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。（午前11時55分）

### \*\*\* 午後の会議 \*\*\*

○平良眞一 委員長 再開いたします。（午後2時00分）

これより午後の会議を進めてまいります。

---

### 【議題】

議案第19号 宜野湾市職員の育児休業等に関する条例及び宜野湾市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

### ～質疑・答弁～

○桃原功 委員 当該条例改正の内容について、お伺いしたい。

○人事係長 職員が育児休業等を取得できる子の範囲を広げて、また、一定の条

件を満たした非常勤職員については育児休業を認めるものである。

- 桃原功 委員** 職員が介護休暇を取得できる条件について、変化はあるのか。
- 人事係長** 条件に関する大きな変化はないが、原則1回の取得であったが、3回を上限として、分割取得が可能となった。
- 桃原功 委員** 非常勤職員の育児休業中の給与について、無給とのことだが、職員の育児休業中における給与はどのようになっているのか。
- 人事係長** 職員も同様に無給である。なお、職員共済組合から給与の約6割に当たる手当がある。
- 桃原功 委員** 非常勤職員や臨時職員には当該手当はないのか。
- 人事係長** 臨時職員については、地方公務員の育児休業等に関する法律上、育児休業の対象外である。また非常勤職員については、社会保険から同様の手当がある。
- 桃原功 委員** 臨時職員は、1年を超えて任用できるのか。
- 人事課長** 地方公務員法で原則半年、延長も1年以内と定められている。
- 知念吉男 委員** 臨時職員及び非常勤職員の育児休業の際の給与は、無給ということに理解してよいか。
- 人事係長** 臨時職員は育児休業の対象外である。なお、職員も非常勤職員と同様に無給となる。ただし、職員については、職員共済組合から、非常勤職員については、社会保険からそれぞれ手当がある。
- 我如古盛英 委員** 当該条例改正により、本市の非常勤職員のうち何名が対象となるのか。
- 人事係長** 平成29年2月時点において、215名の非常勤職員がいるが、そのうち154名が対象となる見込みである。
- 我如古盛英 委員** 当該条例改正の内容について、周知方法をお伺いしたい。
- 人事係長** 周知方法については、今後検討してまいりたい。なお、臨時職員の賃金改定もあることから、わかりやすいような形で周知してまいりたい。
- 我如古盛英 委員** 条例改正以前に、非常勤職員から育児休業等を活用したい旨の相談はあったのか。
- 人事係長** 1～2件相談はあった。産前休暇の制度はあったものの、戻ってこられる保障がないことから、活用までは至らなかった。
- 桃原功 委員** 非常勤職員に対する育児休業の制度が構築されても、取得しやすい環境にあるのか、お伺いしたい。
- 人事課長** そうではない部分もあるかと思われる。定数については限りがあり、対応が難しい点に関しては、人材育成や業務のあり方について、取り組んでまいりたい。
- 桃原功 委員** 職員の配置状況等により、取りにくい環境にあるのであれば、繁

忙期でない部署から繁忙期である部署に職員を派遣するなどの対策を講じては  
いかがか。

- 人事課長 今年度、保育課において3名、市民課のマイナンバーカード交付事務に関して2名ずつ流動人事を実施した。
- 総務部次長 職員を送る部署は、当初難色を示したものの、結果としてスムーズに事務が行えたものと認識しており、今後も必要に応じて実施する可能性がある。
- 知念吉男 委員 地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項ただし書きの条例で定める特別の事情に「養子縁組等により別居することとなった場合」を追加する理由について、お伺いしたい。
- 人事係長 これまでは法律上の親子関係のみが対象であったが、特別養子縁組の監護期間中の子も対象となるために改正するものである。
- 人事課長 育児休業取得の対象となる子の対象が、これまでは法律上の親子関係である実子、養子に限られていたが、法改正により子の対象が広がったということである。
- 知念吉男 委員 介護休暇についても同様か。
- 人事係長 そのとおりである。

## 【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

---

## 【議題】

議案第20号 宜野湾市職員の退職管理に関する条例の制定について

### ～質疑・答弁～

- 桃原功 委員 当該条例を制定する理由について、お伺いしたい。
- 人事係長 地方公務員法の改正により、再就職者による依頼等の規制について条例で定められることとなったため、条例制定するものである。
- 桃原功 委員 当該条例第2条にある「職務上の行為をするように、又はしないように要求し」とはどういう意味か。
- 人事課長 契約等事務について、圧力をかけてはならないということである。
- 桃原功 委員 年金支給開始時期の延長に伴い、再雇用制度があると思うが、当該制度は、今回の条例に抵触はしないか。
- 人事課長 あくまでも営利企業等へ再就職した場合が対象であり、本市に再雇用された場合は、当該条例は該当しない。

- 桃原功 委員** 他市の条例制定の状況について、お伺いしたい。
- 人事係長** 当該条例制定の根拠となる改正地方公務員法は、平成28年4月1日に施行されており、県内11市においては、浦添市のみが制定しており、また沖縄県は平成29年10月に制定した。
- 桃原功 委員** 民間企業に再就職した場合は必ず対象となるのか。
- 人事課長** あくまでも営利企業等に再就職をした場合について、契約事務等への働きかけを規制するものであり、再就職そのものを制限するものではない。
- 上地安之 委員** 再就職者による依頼等の規制は、全職員が対象となるのか。
- 人事係長** 部長又は課長の職に相当する職にあった者が対象である。
- 上地安之 委員** 当該条例に反した場合の罰則規定はあるのか。
- 人事係長** 課内での協議や沖縄県の条例を参考にした上で、今回の条例制定では罰則規定は設けないこととし、対象行為があった際は、ただちに事実確認をするとともに是正措置を講じてまいりたい。
- 上地安之 委員** 当該条例の位置づけは、注意喚起ということで理解してよいか。
- 人事課長** まずは注意喚起として位置づけ、罰則規定の設置については、今後の状況等を勘案し、検討課題として研究してまいりたい。
- 上地安之 委員** 第3条の任命権者への届け出は義務規定か。
- 人事課長** そのとおりである。
- 我如古盛英 委員** 当該条例に基づく働きかけがあった場合、どのような対応を取るようになるのか。
- 人事課長** 具体的事項は規則に定めてまいりたい。
- 我如古盛英 委員** 再就職者であっても、任命権者へ届け出た者だけが、依頼等の規制の対象となると理解してよいか。
- 人事課長** そのとおりである。
- 知念吉男 委員** 罰則規定のない規制に関する条例をなぜ制定するのか。
- 人事課長** 当該条例については、まずは注意喚起として位置づけ、罰則規定の設置については、今後の検討課題として研究してまいりたい。

## 【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

---

- 平良眞一 委員長** 休憩いたします。（午後3時07分）
- 平良眞一 委員長** 再開いたします。（午後3時41分）
- 

## 【議題】

議案第18号 宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につ

いて

議案第19号 宜野湾市職員の育児休業等に関する条例及び宜野湾市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第20号 宜野湾市職員の退職管理に関する条例の制定について

議案第21号 宜野湾市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

議案第27号 中部広域市町村圏事務組合の規約の変更について

議案第1号 平成28年度宜野湾市一般会計補正予算（第5号）

**【質疑終結】**

**【討 論】**

なし。

**【審査結果】**

議案第18号については、3名退場のもと全会一致で原案のとおり可決すべきものと決し、残り5件については、全会一致でそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決する。

---

**【議題】**

議案第17号 宜野湾市個人情報保護条例等の一部を改正する条例について

**【質疑終結】**

**【討 論】**

～反対討論～

○桃原功 委員 国と双方向で情報のやり取りをするとのことだが、国会にて共謀罪に関して議論されている中、国が市民のどういった情報を入手していくのかが大変危惧される。

～賛成討論～

○石川 慶 委員 地方自治体が条例で定める独自利用事務についても情報提供ネットワークシステムを用いた情報連携が可能となり、当該情報連携については、暗号化やその他容易に内容を復元できない専用の電気通信回線を用いるため、懸念事項に対する対策はしっかりと講じられている。

**【審査結果】**

挙手採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決する。(賛成5:反対3)

---

**【議題】**

議案第22号 宜野湾市税条例等の一部を改正する条例について

**【質疑終結】**

**【討 論】**

～反対討論～

○知念吉男 委員 消費税10パーセントへの引き上げを条件とした税制改正であり、市民には消費税を引き上げるのに対し、大企業に係る法人市民税法人税割を引き下げるという案であることから当該議案には賛同しかねる。

～賛成討論～

○伊波一男 委員 当該議案は、12月定例会で可決された軽自動車税の環境性能割の創設及び法人市民税法人税割の引き下げ時期について延期をするものであり、また個人住民税における住宅ローン控除制度の適用期限の延長をするもので多くの市民が恩恵を受けられるものである。

**【審査結果】**

挙手採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決する。(賛成5:反対3)

---

**【議題】**

陳情第69号 普天間高等学校のキャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区返還跡地への移転について

**【審査期限延期要求】**

3月6日までに審査を終わるよう議決された上記の事件は、なお審査を行う必要があるので、3月24日まで期限を延期していただくよう議長に申し出ることと決定する。

---

**【議題】**

陳情第19号 個人住民税（市町村民税）に係る特定寄付金対象施設の指定に関する要望

陳情第30号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情

陳情第35号 監査委員の税理士登用方について

陳情第38号 「伊佐市営住宅跡地の有効利用について（再回答）」に対する陳情

陳情第40号 国連の「沖縄県民は先住民族」という勧告の撤回を求める陳情

**【閉会中の継続審査申出】**

上記5件について、閉会中もなお継続審査を要するため議長に申し出ることと決定する。

---

○平良眞一 委員長 本委員会を散会いたします。

（散会時刻 午後3時57分）

## 総務常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 平成29年3月14日（火）

午後4時15分 開議

午後4時37分 散会

○場 所 第3常任委員会室

○出席委員（9名）

委員長	平良眞一
委員	石川慶
委員	桃原功
委員	伊波一男
委員	知念吉男

副委員長	宮城克
委員	佐喜真進
委員	上地安之
委員	我如古盛英

○欠席委員（0名）

○説明員（0名）

○議会事務局職員出席者 野嶋博司

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

- （1）陳情第69号 普天間高等学校のキャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区返還跡地への移転について
- （2）沖縄県立普天間高等学校の移転整備に関する意見書（案）について

平成29年3月14日（火）第4日目

○平良眞一 委員長 総務常任委員会の第4日目の会議を開きます。

（開議時刻 午後4時15分）

---

**【議題】**

陳情第69号 普天間高等学校のキャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区返還跡地への移転について

○平良眞一 委員長 本陳情の取り扱いについて、お諮りいたしたい。

○上地安之 委員 陳情者は、沖縄県に対する市の動向や市議会の後押しなどが必要だと言っている。そのことを踏まえ、当該陳情を採択するに当たり、意見書を沖縄県知事、沖縄県教育長へ提出するべきであると考えます。

○知念吉男 委員 沖縄県が財源確保できない理由を国からの特別な財源措置のめどが立たないことなどとしていることから、国への対応も必要ではないかと考える。そこで、本市の特殊な事情や跡地利用を加味した上で、国にも意見書を提出するべきである。

○桃原功 委員 国、県に対しては、長期的な視野で取り組んでいただきたいと考える。そのことを踏まえた上で、意見書を提出すべきである。

○平良眞一 委員長 国、県に対する文案は別々のものか。また、この際、国、県への要請方法についてもお伺いしたい。

○桃原功 委員 長期的な視野という文言を入れてもらえれば、同様な文案でよいと考える。

○上地安之 委員 国に対しては、郵送でよいと考える。沖縄県知事、沖縄県教育委員会へは直接要請するべきと考える。

**【質疑終結】**

**【討論】**

なし。

**【審査結果】**

全会一致で採択すべきものと決する。

---

**【議題】**

沖縄県立普天間高等学校の移転整備に関する意見書（案）について

○平良眞一 委員長 本件については、先ほど配布した文案等をもとに「件名」、「文案」、「あて先」について各会派へ持ち帰り検討することとし、3月22日の本会議終了後に再度協議を行いたいがよいか。

(異議なし)

**【協議結果】**

「件名」、「文案」、「あて先」について各会派へ持ち帰り検討することとし、3月22日の本会議終了後に再度協議を行うことに決定する。

---

○平良眞一 委員長 本委員会を散会いたします。

(散会時刻 午後4時37分)

## 総務常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 平成29年3月22日（水）

午後3時50分 開議

午後4時13分 閉会

○場 所 第3常任委員会室

○出席委員（9名）

委員長	平良眞一
委員	石川慶
委員	桃原功
委員	伊波一男
委員	知念吉男

副委員長	宮城克
委員	佐喜真進
委員	上地安之
委員	我如古盛英

議長	大城政利
----	------

○欠席委員（0名）

○説明員（0名）

○議会事務局職員出席者 野嶋博司

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

（1）沖縄県立普天間高等学校の移転整備に関する意見書（案）について

平成29年3月22日（水）第5日目

○平良眞一 委員長 総務常任委員会の第5日目の会議を開きます。

（開議時刻 午後3時50分）

---

**【議題】**

**沖縄県立普天間高等学校の移転整備に関する意見書（案）について**

○平良眞一 委員長 会派持ち帰り検討中となっている本件に対して、桃原功委員より修正個所の申し出がある。そこで、桃原功委員の説明を求めたい。

○桃原功 委員 「周辺のまちづくりに貢献するとともに」という文言を追加したい。当該文言を追加することで、県教育委員会とまちづくりの関係部署にもかかわってくることになり、普天間地域のまちづくりにもつながるものである。

また、普天間高等学校が設置基準は満たしているものの、狭隘である状況を伝えるために、「設置基準は満たされているものの、市立普天間小学校と隣接した」という文言を追加しているのが主な内容である。

○伊波一男 委員 当校の移転整備については、財源措置が問題であることから、桃原功委員の修正案の中にある「移転整備が実現されるよう強く求める」という文言を「移転整備の実現に向け、財政措置を講じていただくとともに、国・県・市の協力体制を強化していただくよう強く求める」としては、いかがか。

○平良眞一 委員長 上地安之委員から、「周辺のまちづくりに貢献するとともに」という文言の前に、「中心市街地と連動した」という文言を追加してはどうかとの申し出もある。

そこで、桃原功委員、伊波一男委員、上地安之委員の申し出のとおり、文案を修正してよいか。

（異議なし）

○平良眞一 委員長 国、県に対する文案について、各委員の意見をお伺いしたい。

○上地安之 委員 財源措置を求める内容となっていることから、国、県に対する文案は同一のものでよいと考える。

○平良眞一 委員長 県教育長に予算編成権がないことは、どのように考えるか。

○桃原功 委員 県教育長から国に財源措置を要請する手法もあることから、同様の文案で県教育長へ提出してもよいと考える。

○平良眞一 委員長 「移転整備の実現に向け」の後に、「移転整備計画の策定を初め」という文言を追加し、県教育委員長の関連を示唆するのは、いかがか。

○知念吉男 委員 県教育長から国に財源措置を要請してもらうためにも、「財源

措置を講じていただくとともに」でとどめたほうがよいと考える。

○平良眞一 委員長 それでは、国、県、県教委員会は、同一の文案で提出してよいか。

(異議なし)

○平良眞一 委員長 件名については、いかがすべきか。

○上地安之 委員 「沖縄県立普天間高等学校の移転整備に関する意見書」でよいと考える。

○平良眞一 委員長 件名については、沖縄県立普天間高等学校の移転整備に関する意見書でよいか。

(異議なし)

○平良眞一 委員長 あて先について、国に対しては、内閣総理大臣のほかには案はあるか。

○上地安之 委員 財源措置の問題を鑑みると、文部科学大臣を入れたほうがよいと考える。また、国・県・市による法定協議会があることから、沖縄及び北方対策担当大臣も入れたほうがよいと考える。

○平良眞一 委員長 あて先について、内閣総理大臣、文部科学大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄県知事、沖縄県教育委員会教育長としてよいか。

(異議なし)

○桃原功 委員 国への要請に関しては、郵送ということで決定しているが、沖縄県立普天間高等学校の移転整備については、重要事項であるので、正副議長が県外出張へ行かれる際には、直接要請を実施していただきたいと考える。

○大城政利 議長 できないことはないと考えるが、その際は、総務常任委員会もしくは会派の代表者とともに直接要請したほうがよりインパクトがあると考え

る。  
また、県知事及び県教育長へは直接要請をされることから、宜野湾市選出の県議会議員も同席の上、要請を行ったほうがより効果があるのではないかと考える。

○平良眞一 委員長 宜野湾市選出の県議会議員の同席を要請するということがよいか。

(異議なし)

### 【協議結果】

本件について、以下のとおり決定した。

件名：沖縄県立普天間高等学校の移転整備に関する意見書

文案：修正、確認したとおり

あて先：内閣総理大臣、文部科学大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、

沖縄県知事、沖縄県教育委員会教育長

要請方法：沖縄県知事及び沖縄県教育委員会教育長は直接要請とし、残りは郵

送とする。

---

○平良眞一 委員長 本委員会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後 4 時 1 3 分)